

秋田県幼児教育センター設置要綱

秋田県教育庁幼保推進課

(目的)

第1条 この要綱は、就学前教育・保育の充実を図るため、秋田県幼児教育センター（以下「センター」と言う）及び幼児教育サテライトセンター（以下「サテライトセンター」と言う）の設置に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 秋田県教育庁幼保推進課内にセンターを、教育庁北教育事務所及び南教育事務所（以下「北・南教育事務所」と言う）内にサテライトセンターを置く。

(担当地区)

第3条 センターは、秋田県教育庁中央教育事務所の所管地区を、サテライトセンターは、北・南教育事務所の所管地区を担当する。

(所掌業務)

第4条 センター及びサテライトセンターは、以下の業務を所掌する。

- (1) 市町村における就学前教育・保育の推進及び体制構築等に関すること
- (2) 就学前教育・保育を推進するため、市町村に配置される教育・保育アドバイザーの育成に関すること
- (3) 就学前の教育・保育施設等を対象とする訪問・指導や職員研修に関すること
- (4) 市町村及び就学前の教育・保育施設等への情報提供等に関すること
- (5) 市町村と連携した就学前教育・保育と小学校教育との接続に関すること
- (6) 就学前の教育・保育施設等職員の育成指標モデル策定に関すること
- (7) 就学前教育・保育に係る課題等についての調査・研究に関すること
- (8) その他、センター長が必要と認める業務等に関すること

(構成)

第5条 センターは、幼保推進課の課長、指導班長、指導主事、教育・保育アドバイザー、幼保指導員から成り、センター長は、幼保推進課長とする。

2 サテライトセンターは、北・南教育事務所総務・幼保推進班の班長、指導主事、幼保指導員から成り、必要に応じて教育・保育アドバイザーを置く。

サテライトセンター長は、北・南教育事務所の総務・幼保推進班長とする。

(事務)

第6条 センターの事務は、幼保推進課が担い、サテライトセンターの事務は、北・南教育事務所の総務・幼保推進班が担う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項等については、別に定める。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。